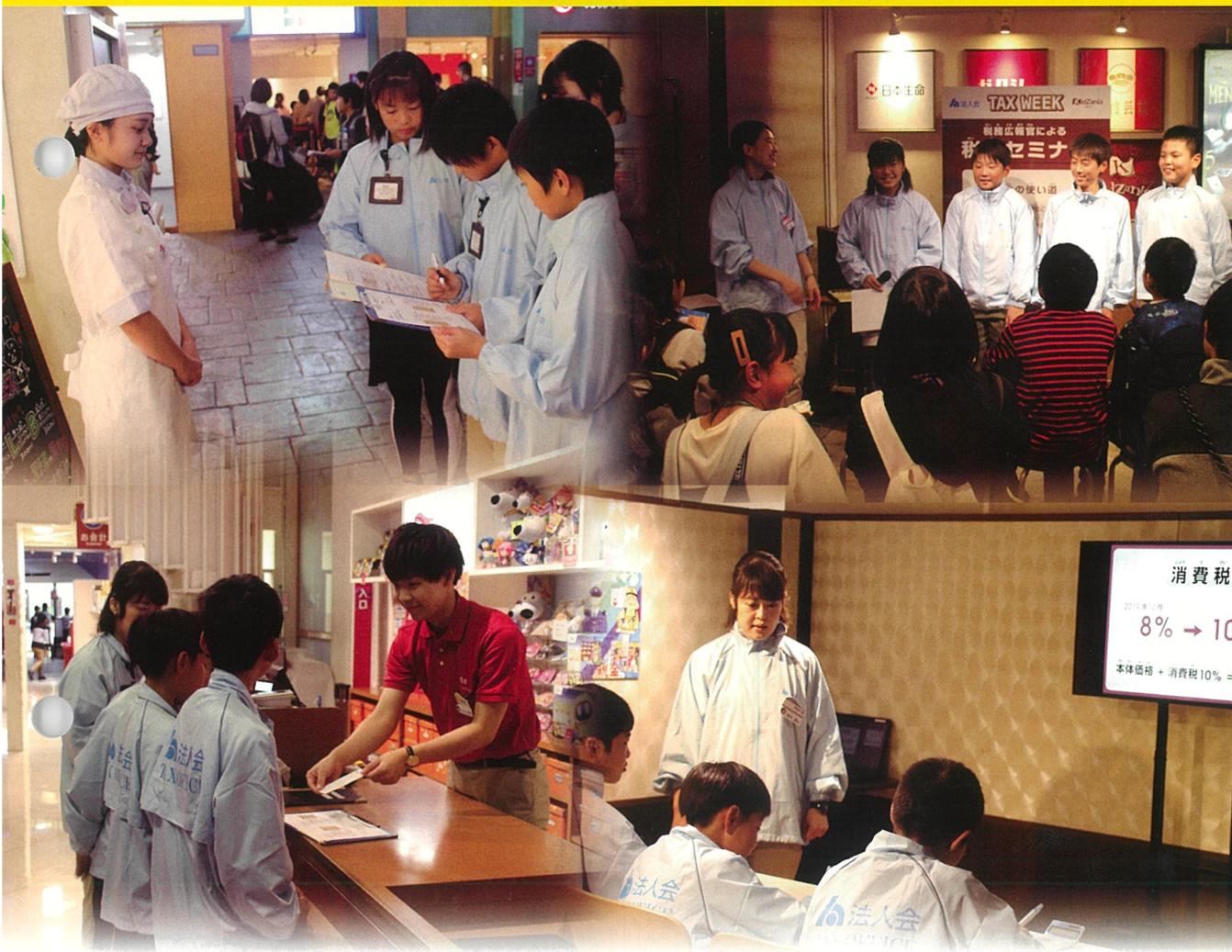


Tax & Management

視点

進んでいるのか企業の税務CGの取組



キッザニアに「TAX OFFICE」パビリオンが登場

11月11～17日の税を考える週間に合わせ、(一社)東京法人会連合会(小林栄三会長)と子どもが主役の街「キッザニア」の企画・運営を行うKCJ GROUP(株)は、東京都江東区のキッザニア東京に期間限定の「TAX OFFICE(税務署)」パビリオンをオープン。子ども達が税務職員として税の必要性や使

い道などを学んだ後、キッザニアの街に出て税務調査を行った。今回は消費税率の変更や軽減税率に関する説明も体験に取り入れられた。このほか、税務広報官アクティビティや税金かるた大会なども実施された。

インタビュー 松田啓二 神戸税務署長
税経相談室 税理士 杉尾充茂・鈴木 淳
資料 税務調査事例



税経

zeikai-news.co.jp

No. **2046**
令和元年11月21日号

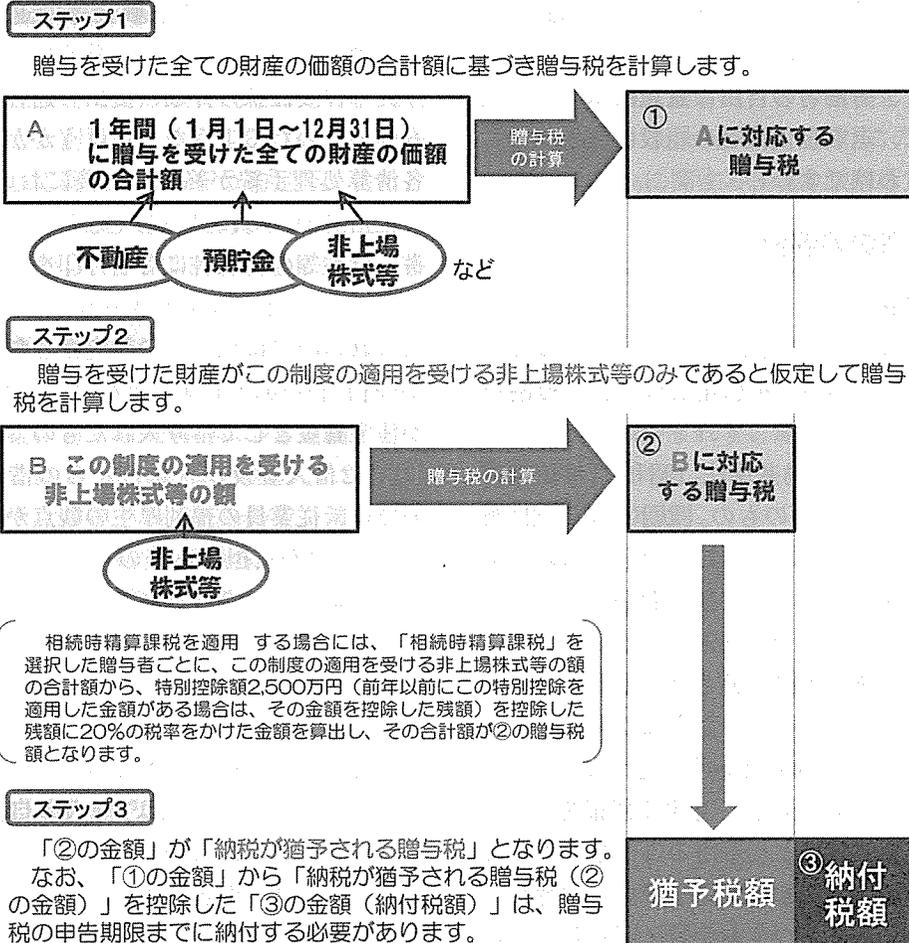
“新”事業承継税制 適用のポイント

— 第7回 —

税理士法人深代会計事務所 理事長 深代勝美

1 贈与の納税猶予額の計算

(1) 納税が猶予される贈与税などの計算方法



出典：国税庁「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（事業承継税制）」

ステップ1：贈与税の納税猶予額は、不動産、預貯金、非上場株式など全ての贈与財産の合計額で贈与税額を計算します。

ステップ2：納税猶予を受ける非上場株式のみでの贈与税額を計算し、この金額が納税猶予額となりますので、このステップ1と

ステップ2の差額が納税額です。つまり、ステップ1の贈与する財産を納税猶予を受ける非上場株式だけにすれば、100%が納税猶予税額となり、納付税額はゼロになります。

例えば、非上場株式を6億円贈与した場